

土壌汚染対策基金による助成相談窓口を開設 環境省



The Knights

環境省は土壌汚染対策基金による助成を受けたいと考えている土地所有者らからの相談を受け付ける無料相談窓口を、土壌汚染対策法に基づく指定支援法人である(財)日本環境協会内に開設しました。

「土壌汚染対策法」は、有害物質を扱う事業場であった敷地や、健康被害が生ずるおそれがある土地について土地所有者に土壌汚染調査を実施させること、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事が指定・公示を行い台帳に登録・公開すること、指定区域となった汚染土壌で、健康被害のおそれがある時には所有者や汚染原因者に、汚染除去措置を実施させること、などを対策の内容として規定するとともに、土地所有者らが実施する土壌汚染対策に対する資金助成業務や技術・知識の普及業務を環境大臣が指定する指定支援法人に実施させること、これらの業務に必要な資金をまかなう「土壌汚染対策基金」の設置も定めています。

このうち「土壌汚染対策基金」による助成は、汚染行為に関与しておらず、資力に乏しい土地所有者らの汚染除去費用の一部を都道府県・土壌汚染対策法上の政令市を通じて行うものです。

助成制度に関する質問、相談はこれまで、助成の窓口になっている都道府県・土壌汚染対策法上の政令市が受け付けていましたが、今回、助成制度をより円滑に利用できるよう、指定支援法人内にも専門の無料相談窓口が開設されました。

土壌汚染対策法(土対法)は2002年5月に制定されましたが、大気(1968)や水質(1970)といった媒体に対する法の整備と比べて、土対法が遅れた主な理由のひとつには、土地が一般に私有財産であることがあげられます。また、土壌中の汚染が見えにくく土壌汚染状況調査がなされて初めて汚染が顕在化することが多いことなどから、近年になって工場跡地の再開発・売却時といった機会を捉えた土壌調査が急増したことで土壌汚染が顕在化しています。

当社ではVOC、有害金属、農薬類、油など土壌汚染調査およびコンサルティングには多数の実績があります。土壌分析や地下水分析に関しまして、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2005年8月4日付 EIC ネット
2007年5月24日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝